

## 令和2年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

### タイプ3「地域社会への貢献」プラットフォーム型

(プラットフォーム共通設問) (78点満点)

#### 1. プラットフォーム体制の整備

- ① プラットフォームを形成する大学等と、地方自治体及び産業界等が参加するプラットフォームの意思決定体制が整備されていますか。
- |  |     |
|--|-----|
| 1 全大学等、地方自治体及び産業界等が参加する意思決定体制が整備されている。 | 1点  |
| 2 全大学等及び地方自治体が参加する意思決定体制が整備されている。      | 0点  |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                       | -1点 |

要件等： 本設問における全大学等については、プラットフォームを形成する全ての大学等からの代表者（又は代表者から本件に関する決定を委任された者）の参加を前提として設定されている場合、あるいは、適正な選出手続き等によって決定された議決権等を持つ一部の大学等により構成される場合とする。

意思決定体制の整備とは、プラットフォームにおいて当該体制を議決機関として定めていることを指し、単に協議を行っている実態があるのみでは該当しない。なお、プラットフォーム内に他の議決機関がある場合も可とし、最高又は最終の意思決定機関であることは求めない。

地方自治体とは、プラットフォームにおいて設定した「特定の地域」を指す。また、本タイプにおける他の各設問においても同様の定義とする。

産業界等とは、特定の地域に所在する商工会等の団体又は企業等とする。また、本タイプにおける他の各設問においても同様の定義とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ② 中長期計画の実施状況について、評価時期、評価体制、評価結果の反映方法等について定め、評価する仕組みを整備していますか。
- |  |     |
|--|-----|
| 1 地方自治体・産業界等を含め、プラットフォーム全体で評価する仕組みを整備している。 | 2点  |
| 2 地方自治体を含めて評価する仕組みを整備している。                 | 1点  |
| 3 プラットフォーム形成大学等で評価する仕組みを整備している。            | 0点  |
| 4 整備していない。                                 | -1点 |

要件等： 評価時期、評価体制、評価結果の反映方法等の評価の仕組みに関してプラットフォーム内で具体的に決定していること。

プラットフォーム形成大学等と産業界等で評価する仕組みの場合は「3」とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

③ プラットフォームを形成する大学等と、地方自治体との間で包括連携協定等を締結し、協議体制を構築していますか。

- |   |    |
|---|----|
| 1 包括連携協定を締結しており、自治体の長が定期的に参画する協議体制を構築している。        | 3点 |
| 2 包括連携協定を締結しており、自治体の担当者が年4回以上定期的に参画する協議体制を構築している。 | 2点 |
| 3 上記に該当しない。                                       | 0点 |

要件等： 本設問における協定は、プラットフォームを形成する全ての大学等もしくはそれら全体の集合体と地方自治体との間で締結しているもので、プラットフォームの連携体制構築の一環となっているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、地方自治体と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

定期的に参画する協議体制とは、今後定期的に協議を行うことをプラットフォームとして決定している場合、又は実際に協議を2か年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

「協議」とは、プラットフォームに参画する全ての大学等、又は適正な選出手続き等によって選任された一部の大学等と、当該地方自治体の間で、正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、その他地方自治体からの提供文書等

④ プラットフォームを形成する大学等と、産業界等の間で包括連携協定等を締結し、協議体制を構築していますか。

- |  |    |
|--|----|
| 1 産業界等と包括連携協定を締結しており、年2回以上定期的に参画する協議体制を構築している。 | 3点 |
| 2 産業界等と包括連携協定を締結しており、年1回以上定期的に参画する協議体制を構築している。 | 2点 |
| 3 上記に該当しない。                                    | 0点 |

要件等： 本設問における協定は、プラットフォームを形成する全ての大学等もしくはそれら全体の集合体と産業界等との間で締結しているもので、プラットフォームの連携体制構築の一環となっているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。

本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、産業界等と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

定期的に参加する協議体制とは、今後定期的に協議を行うことをプラットフォームとして決定している場合、又は実際に協議を2年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

「協議」とは、プラットフォームに参加する全ての大学等、又は適正な選出手続き等によって選任された一部の大学等と、当該産業界等の担当者間で、正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、その他産業界等からの提供文書等

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| ⑤ | プラットフォームを形成する大学等の間で、定期的な協議の実績がありましたか。               |     |
| 1 | 全大学等が出席し年2回以上実施した実績がある。                             | 4点  |
| 2 | 全大学等が出席し年1回実施した実績がある又は3分の2以上の大学等が出席し年2回以上実施した実績がある。 | 2点  |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。                                      | -3点 |

要件等： プラットフォームを形成する全ての大学等からの代表者（又は代表者から本件に関する決定を委任された者）の参加を前提として設定されている協議体制を指し、一部の大学等のみにより構成される協議体制の場合は該当しない。

出席の実績に関しては、プラットフォーム形成大学等のうち、該当する協議体制に実際に参加した実績大学等数とする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- |   |  |    |
|---|--|----|
| ⑥ | プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の実進を推進するため、①の意思決定体制や⑤の協議体制とは別に、企画立案、連絡調整、進捗管理などを行う事務局体制を整備していますか。 |    |
| 1 | 複数の組織の構成員からなる常設の事務局を整備している。<br>または月1回以上の頻度で複数の組織の構成員が協議する委員会形式の事務局を整備している。                             | 2点 |
| 2 | 単独の組織の構成員からなる常設の事務局を整備している。<br>または月1回未満の頻度で複数の組織の構成員が協議する委員会形式の  | 1点 |

事務局を整備している。

3 整備していない。

0点

要件等： プラットフォームにおける協議体制の運営支援及びプラットフォームの中長期計画の実施を推進するため、運営上の諸事務を担当する体制とする。

常設の事務局の場合は、プラットフォームにおいて、共同で運営する旨の同意があること、また、体制そのものが整備されていれば職員等は非常勤や兼務でも構わないが、「1」の場合は、複数の組織（大学等、地方自治体、産業界等のうち2つ以上）により構成されるもの（他の組織に所属することなくプラットフォーム事務局のみを担当する構成員がいる場合も含む）。「2」の場合は、1つの大学等の担当者等を事務局として指定している場合も含む。

委員会形式の場合は、複数法人の大学等で構成されていればプラットフォームを形成する一部の大学等による委員の構成であっても、中長期計画の実施の推進を目的とするものであれば該当する。「1」又は「2」の場合、複数の組織（大学等、地方自治体、産業界等のうち2つ以上）により構成され、月1回以上（又は未満）の頻度で協議を実施することがプラットフォームにおいて機関決定されていること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

⑦ プラットフォームの中長期計画の取組実施を推進するため、⑥の事務局体制とは別に、各種取組に対する検討部会、ワーキンググループ等の組織を整備していますか。

1 整備している。

1点

2 整備していない。

0点

要件等： ⑥の事務局体制とは別に、個別の取組等に関する検討部会やワーキンググループであること（例：FD・SD検討部会、共同IR検討WGなど）。委員会形式の場合は、複数法人の大学等で構成されていればプラットフォームを形成する一部の大学等による委員の構成であっても、中長期計画の各種取組の検討・実施を目的とするものであれば該当する。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

⑧ プラットフォームを形成する大学等の数は、以下のいずれに該当しますか。

1 都市型においては10校以上、地方型においては5校以上

4点

2 都市型においては5～9校、地方型においては3～4校

2点

3 都市型においては4校以下、地方型においては2校

0点

要件等： プラットフォームを形成する大学等の数は国公立大学等を含む。また、特定の地域外の大学等も含む。同一法人が設置する複数の大学等が当該プラットフォームに参加する場合には、それぞれ1校ずつとしてカウントする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

⑨ 特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の割合は、以下のいずれに該当しますか。

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 都市型においては70%以上、地方型においては80%以上     | 4点 |
| 2 都市型においては50%～69%、地方型においては60%～79% | 3点 |
| 3 都市型においては30%～49%、地方型においては40%～59% | 2点 |
| 4 都市型においては30%未満、地方型においては40%未満     | 0点 |

要件等： 分母は、プラットフォームの指定する特定の地域に主たる所在地がある全国公私立の大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の総数とし、分子はプラットフォーム形成大学等のうち特定の地域に主たる所在地がある大学等の数（特定の地域外の大学等は含まない）とする。

プラットフォーム参画団体等一覧の「3.『特定の地域』に主たる所在地がある大学等の数」における地域カバー率を参照のこと。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、大学等の所在地が分かるもの等

⑩ 地方自治体から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- |   |    |
|---|----|
| 1 プラットフォームの運営そのものに対する支援及び個別の取組に対する支援の両方がある。 | 3点 |
| 2 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。         | 2点 |
| 3 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。              | 1点 |
| 4 支援がない。                                    | 0点 |

要件等： 本設問における支援は、「財政支援」（補助金、助成金など）、「人員派遣」（職員等の派遣など）、「物的支援」（物資提供、場所・車両等の提供など）とする。「財政支援」「物的支援」の場合、支援額又は支援相当額が10万円以上の支援とする。

「プラットフォームの運営そのものに対する支援」における、「財政支援」「物的支援」とは、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営に充てるものとして受けているものを指す。また「人員派遣」とは、共通設問⑥に該当する常設の事務局に恒常的に事務局担当等として職員等が派遣されているものを指す（委員会形式の事務局への職員等の派遣は該当しない）。

「プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援」はプラットフォームとして決定・実施する取組（少なくとも複数法人の大学等が実施する取組）に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等の一部が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- |   |    |
|---|----|
| ⑪ 産業界等から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。           |    |
| 1 プラットフォームの運営そのものに対する支援及び個別の取組に対する支援の両方がある。 | 3点 |
| 2 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。         | 2点 |
| 3 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。              | 1点 |
| 4 支援がない。                                    | 0点 |

要件等： 本設問における支援は、「財政支援」（補助金、助成金など）、「人員派遣」（職員等の派遣など）、「物的支援」（物資提供、場所・車両等の提供など）とする。「財政支援」「物的支援」の場合、支援額又は支援相当額が10万円以上の支援とする。

「プラットフォームの運営そのものに対する支援」における、「財政支援」「物的支援」とは、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営に充てるものとして受けているものを指す。また「人員派遣」とは、共通設問⑥に該当する常設の事務局に恒常的に事務局担当等として職員等が派遣されているものを指す（委員会形式の事務局への職員等の派遣は該当しない）。

「プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援」はプラットフォームとして決定・実施する取組（少なくとも複数法人の大学等が実施する取組）に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等の一部が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- |   |    |
|---|----|
| ⑫ プラットフォーム形成大学等と、地方自治体及び特定の地域の初等中等教育機関の関係者との間で特定の地域における教育政策と中長期計画の整合性や、教育のあり方等に関する協議を行っていますか。 |    |
| 1 協議を行っている。   | 3点 |
| 2 協議を行っていない。  | 0点 |

要件等： プラットフォーム全体として協議している事項であること。

協議には、少なくとも2校以上（同一法人の大学等のみの場合を除く）のプラットフォーム形成大学等、及びプラットフォームに参画している地方自治体及び初等中等教育機関の関係者が参画していること。

教育のあり方等に関する協議内容であることが議事録等で確認できること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ⑬ プラットフォーム内で、特定の地域におけるリスクマネジメント体制を構築していますか。
- |            |    |
|------------|----|
| 1 構築している。  | 3点 |
| 2 構築していない。 | 0点 |

要件等： リスクマネジメント体制の構築とは、例えば、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等のリスク発生時における、大学等、地方自治体、産業界等との間の連携に関して、様々なリスクに対応するマニュアルの策定、リスクを定期的に評価し、対応が十分か点検する体制の構築などができていること。  
プラットフォーム全体に係るリスクマネジメント体制が構築されていること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： マニュアル、規程、議事録、その他プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ⑭ 特定の地域の地方自治体から意見書の提出がありますか。
- |       |    |
|-------|----|
| 1 ある。 | 2点 |
| 2 ない。 | 0点 |

要件等： 特定の地域として設定した地方自治体から「意見書」の提出があること。

基準時点： 令和2年度私立大学等改革総合支援事業の調査票の提出期限まで

根拠資料： 意見書

- ⑮ 広域を特定の地域としたプラットフォームですか。
- |          |    |
|----------|----|
| 1 該当する。  | 2点 |
| 2 該当しない。 | 0点 |

要件等： 以下のア、イいずれかの条件でプラットフォームの特定の地域を広域に設定していること。

ア 複数の地方自治体を特定の地域として設定している。

イ 都道府県を特定の地域として設定している。

アの場合は、設定された全ての地方自治体から「同意書」又は「意見書」の提出があること。

イの場合は、都道府県から「同意書」又は「意見書」の提出があること。

基準時点： 令和2年度私立大学等改革総合支援事業の調査票の提出期限まで

根拠資料： 「同意書」又は「意見書」

- ⑯ プラットフォームに参画している全ての私立大学等が個別設問調査票を申請していますか。
- |                  |    |
|------------------|----|
| 1 申請している。        | 2点 |
| 2 申請していない大学等がある。 | 0点 |

要件等： プラットフォームに参加している全ての私立大学等が個別設問調査票を申請していること。なお、私立大学等が10校以上参加しているプラットフォームの場合には、プラットフォームに参加している全ての私立大学等の7割以上の学校が申請していれば「1」に該当する。

令和2年度私立大学等改革総合支援事業の対象外の大学等、令和2年度私立大学等経常費補助金の対象外の大学等（申請しない、未完成校、募集停止校）は除く。

基準時点： 令和2年度私立大学等改革総合支援事業の調査票の提出期限まで

根拠資料： 令和2年度私立大学等改革総合支援事業プラットフォーム参加団体等一覧等

⑰ 産業界等がプラットフォームに複数参加していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 参加している。  | 1点 |
| 2 参加していない。 | 0点 |

要件等： プラットフォームに参加する産業界等が複数あること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの等

## 2. 中長期計画等の実行性

⑱ 策定した中長期計画及びプラットフォームの個別の事業や取組内容の詳細についてホームページ等で公表していますか。

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1 中長期計画及び取組の詳細について公表している。 | 0点  |
| 2 上記に該当しない。               | -3点 |

要件等： プラットフォームの個別の事業や取組内容の詳細とは、取組ごとに、プラットフォームとしての方針、具体的取組内容に関する記述、実施体制（委員会体制等や取組実施大学等名の記述など）、実施時期・期間、目標等について示しているものとする。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページや、一部の大学等、プラットフォームに参加する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑲ 中長期計画実行にあたって計画年度全体に係るロードマップ及び基準時点を含む1年単位のロードマップ（1年間の各事業予定内容が分かるもの）を作成のうえ、ホームページ等で公表していますか。

- |               |    |
|---------------|----|
| 1 どちらも公表している。 | 1点 |
|---------------|----|



- |                  |     |
|------------------|-----|
| 2 一方のみ公表している。    | 0点  |
| 3 上記のいずれにも該当しない。 | -3点 |

要件等： 本設問におけるロードマップは、本事業が求める「中長期計画」の実行に向けて作成した工程表を指す。

年間単位のロードマップの場合、1年間を月ごとや少なくとも4半期等に区分して、各事業の年間の実施予定内容等を記載したものとする。なお、基準時点を含むものであれば、1年の区切り方はいずれでも構わない（例えば、年度単位、9月1日～翌年8月末など）。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページや、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑳ 特定の地域の学術分野マップを作成し、ホームページ等で公表していますか。

- |            |     |
|------------|-----|
| 1 公表している。  | 0点  |
| 2 公表していない。 | -3点 |

要件等： 本設問でいう「学術分野マップ」とは、特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の学術分野の現状認識・把握等を目的としたものであり、プラットフォーム全体を俯瞰して1つの大学として捉えた場合、どのような分野があるか、同系統であっても細分化した場合の相違点などを明確化したもの。特定の地域外の大学等は含まなくてよい。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページや、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどのいずれかで公表されていればよい。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

㉑ 特定の地域における高等教育の各種の課題に対して具体的な数値で設定された活動指標及び取組全体に係る成果としてのアウトカム指標を設定していますか。

- |  |    |
|--|----|
| 1 10種類以上の活動指標を設定するとともに、2種類以上のアウトカム指標を設定している。 | 4点 |
| 2 5～9種類の活動指標を設定するとともに、2種類以上のアウトカム指標を設定している。  | 3点 |
| 3 10種類以上の活動指標を設定するとともに、1種類以上のアウトカム           | 1点 |

指標を設定している。

4 上記のいずれにも該当しない。

0点

要件等： 活動指標とは、プラットフォーム共通で分析し設定した課題を解決していくために、「中長期計画」で設定された各種取組等における具体的な数値（様式3の「達成目標・活動指標等」における具体的な数値の活動指標）。また、各種取組の実施件数や参加者数など実施に係る指標とする。

アウトカム指標とは、「中長期計画」で設定されたビジョン・目標・指標のうち、アウトカムに相当する数値（様式1の概要図に示す「ビジョン・目標」における数値目標や、様式3の「達成目標・活動指標等」における数値で設定された達成目標など）。

また、アウトカム指標とは、満足度や理解度、就業率、進学率、入学者数など各種の取組・活動全体の成果としての達成度を測定するものとする（実施件数等の活動指標に相当する指標はアウトカム指標としてカウントしないこと）。各年度単位でも計画全体を通して達成するものでも構わない（年度単位のものと同種のもので同種のものの場合、別々にカウントできない）。アウトカム指標の設定にあたっては、満足度や理解度など学生や企業等の利害関係者の視点に立った評価指標と、既存の信頼できる統計データ（地域内全体の進学状況や就職状況、各種全国平均数値データとの比較など）を基に設定することが考えられ、その場合には地域の実態に合わせた適切な指標を設定すること。

活動指標等、アウトカム指標について同種と考えられるものについては1つとしてカウントすること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、数値目標・活動指標等

⑳ 中長期計画の進捗状況、評価に係る情報を公表するとともに、プラットフォーム内外へ向けた説明会、報告会等を実施していますか。

1 公表するとともに、報告会等を実施した。 2点

2 公表しているが、報告会等については今年度中に実施予定である。 1点

3 上記のいずれにも該当しない。 -1点

要件等： 中長期計画の各取組に関する進捗状況・評価、計画全体に係る評価などについて公表していること。評価に係る方針のみの公表の場合は該当しない。

プラットフォーム内外へ向けた説明会、報告会等については、プラットフォーム全体の取組の成果等を普及させるためにプラットフォームが実施する、プラットフォームの参画団体や地域住民、関係者、その他等に向けて広く展開する説明会や報告会等であること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料、説明会開催通知等

### 3. 中長期計画に関する個別取組内容

- ⑳ プラットフォーム形成大学等の中で、単位互換等に関して以下の取組を実施していますか。
- ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供。
  - イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスの作成。
  - ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）の指定・設置等。
  - エ プラットフォーム形成大学等間で共有するeラーニングシステムの導入。
- |   |           |    |
|---|-----------|----|
| 1 | 4つ実施している。 | 4点 |
| 2 | 3つ実施している。 | 3点 |
| 3 | 2つ実施している。 | 2点 |
| 4 | 1つ実施している。 | 1点 |
| 5 | 実施していない。  | 0点 |

要件等： イの大学間共通のシラバスは、各大学等が提供する単位互換の授業科目をまとめ、開講大学、科目、授業形態、開講学期等を一覧で表示したもの。

ウの場合は、対象となる単位互換の授業科目、あるいはプラットフォーム共同で学生に提供する授業科目について、複数の大学等が取り決めに基づき共同で利用する施設等（一部の教室等でも構わない）であること。一部の大学等の施設でも構わない。複数の大学等が授業を提供するために利用する施設であることとし、単に複数の大学等の履修者がいるのみでは該当しない。

当該施設において実施する、対象となる単位互換の授業科目や共同で提供する授業のうち、単一の大学（あるいは同一の法人内の複数の大学等）のみで提供しているものが75%を超えないこと。

ア～エのいずれも、同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況が分かるもの、eラーニングシステムの概要が分かるもの等

- ㉑ プラットフォームとして主催し、他大学等にも広く展開するFD又はSDを実施しましたか。
- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | プラットフォームとして主催し、他大学等にも広く展開するFD又はSDを2回以上実施した。 | 2点 |
| 2 | プラットフォームとして主催し、他大学等にも広く展開するFD又はSDを1回実施した。   | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも当てはまらない。                            | 0点 |

要件等： 「FD」とは、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

「SD」とは、大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、FDに該当する研修は除く。

本設問におけるFD又はSDは、プラットフォームとして企画し実施するものであって、かつ、プラットフォーム外の他大学等も含めて広く展開するFD又はSDであること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑫ プラットフォーム内で教職員の人事交流を企画又は実施していますか。

- |  |    |
|--|----|
| 1  地方自治体又は産業界等と大学等の間及びプラットフォームを形成する大学等の間で企画又は実施している。 | 3点 |
| 2  地方自治体又は産業界等と大学等の間で企画又は実施している。                     | 2点 |
| 3  プラットフォームを形成する大学等間で企画又は実施している。                     | 1点 |
| 4  上記のいずれにも該当しない。                                    | 0点 |

要件等： 「地方自治体又は産業界等と大学等の間の人事交流」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界等の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる、又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界等に職員、研究員等として送り出す仕組み。

「プラットフォームを形成する大学等間の人事交流」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

いずれの場合も、受入先において発令等を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（期間、対象者等を定めたもの）を基準時点内にしていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑬ プラットフォーム内で、共同研究を実施していますか。

- |  |    |
|--|----|
| 1  プラットフォームに参画する地方自治体や産業界等と共同で実施するプロジェクトをしている。 | 3点 |
| 2  プラットフォーム形成大学等間で共同で実施するプロジェクトをしている。          | 2点 |

3 上記のいずれにも該当しない。

0点

要件等： 本設問の共同研究においては、その研究の実施にあたりプラットフォームの決定は必要としないが、当該研究をプラットフォームにおいて把握していること。

本設問における共同研究は、1研究課題あたりの契約書等における規模が100万円以上のものとする。

研究の実施（着手でも可）が基準時点内に行われていること。

「1」の場合、プラットフォームに参画している地方自治体又は産業界等と大学等との間で実施する共同研究のプロジェクトとする。また、プラットフォームに参画する地方自治体又は産業界等の研究員等と大学等の教職員が共同で研究するものであること。

「2」の場合、プラットフォーム形成大学等の間で実施する共同研究のプロジェクトとする。また、プラットフォームを形成する複数の大学等の教職員が共同で研究するものであること。同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、契約書、研究実施期間が分かるもの、紀要、プラットフォームでの確認内容が分かるもの等

㉗ プラットフォーム形成大学等で施設・設備を共同で利用していますか。

- |              |    |
|--------------|----|
| 1 共同利用している。  | 3点 |
| 2 共同利用していない。 | 0点 |

要件等： 教育もしくは研究を目的としてプラットフォーム形成大学等の複数の大学等が共同で利用する、次のアからエの全てに該当する施設・設備であること。

ア. プラットフォームにおいて共同利用する施設・設備等の名称等（例：〇〇研究所、〇〇装置等）及び当該施設・設備の他大学等利用時の取り扱いについて取り決めがあること。

イ. 1棟、1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。

ウ. 次のaからdのいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

エ. 施設・設備について、令和元年9月1日から令和2年10月31日までの間に共同利用の実績があること。

なお、施設について、同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているも

のとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、利用状況等が分かるもの等

⑳ プラットフォーム形成大学等において共同でIRを実施していますか。

- |            |    |
|------------|----|
| 1 実施している。  | 2点 |
| 2 実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問における共同で実施するIRとは、大学等の教育改革、教育改善につなげるために、プラットフォーム形成大学等が共同で、大学等の様々なデータを収集・分析し、内外に対して必要な情報を提供するものを指す。この場合の様々なデータとは、学修時間、教育の成果等の教学面に関するデータ等や、その他大学運営に関するデータ（入試、経営、財務等）が挙げられる。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、議事録、IR報告書等

㉑ プラットフォーム形成大学等において以下の学生募集活動に係る取組を行っていますか。

- ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。
- イ 共同の高校訪問を実施している。
- ウ 共同の説明会を実施している。
- エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1 3つ以上実施している。        | 2点 |
| 2 2つ実施している。          | 1点 |
| 3 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： いずれの取組も学生募集に係る内容であることが確認できること。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑳ プラットフォーム形成大学等で特定の地域の教育支援活動を行っていますか。

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1 3校以上の大学等及び自治体又は産業界等が参画する合同の取組を実施した。 | 1点 |
| 2 上記に該当しない。                           | 0点 |

要件等： 教育支援は主として児童・生徒（小学生～高校生）あるいはその保護者を対象とす

る活動を指す。具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教職員や学生の派遣、プラットフォーム内の複数大学等及び地方自治体や産業界等と共同による教育事業展開等。

「1」についてはプラットフォーム参画大学等のうち3校以上、及び地方自治体又は産業界等が参画する合同の取組であること。ただし、国公立大学等を含むプラットフォーム形成大学等の総数が2校の場合に限り、2校でも可とする。

学生募集を主たる目的とするものや、資格取得を目的とする実習等は該当しない。同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、開催案内、開催記録等

⑳ プラットフォーム形成大学等において、共同の公開講座について実施しましたか。

- |   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 10講座以上実施した。    | 2点 |
| 2 | 5～9講座実施した。     | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、正課外で、主として特定の地域の住民を対象とした事業とする。

共同の公開講座とは、複数のプラットフォーム形成大学等が連携して開設する共同の講座で、企画・立案をプラットフォームで行い、かつ、講座の実施にあたって複数のプラットフォーム形成大学等の教職員が担当するもの（リレー講座の場合等を含む）。講座数は、実際に実施した講座数とし、同一内容での複数回実施や、募集1回で複数回受講を前提とするシリーズ講座については、1回と数える。

同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

㉑ プラットフォームにおいて、社会人を対象とするキャリア形成等を目的とした一連の共同プログラムについて、産業界等と共同で企画したうえで、プラットフォームを形成する複数の大学等が実施していますか。

- |   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | 企画のうえ実施した。      | 2点 |
| 2 | 企画している。         | 1点 |
| 3 | 企画・実施いずれもしていない。 | 0点 |

要件等： 本設問の「社会人」とは、次の①～③のうちいずれかを満たす者とする。

①職に就いている者（給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事に就いている者）

②給料、賃金、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者

③主婦・主夫

一連の共同プログラムとは、単発のセミナー等でなく、複数回の受講を前提として、複数のプラットフォーム形成大学等において共同で実施するプログラムを指す（複数回の受講を前提とするリレー講座等の場合を含む）。

「企画」については、プラットフォームに参画する産業界等と内容について協議した上で、複数大学等が共同で実施することを前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に行っていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画・実施は該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

- |   |    |
|---|----|
| ③ プラットフォーム形成大学等において、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組について企画又は実施していますか。 |    |
| 1 プラットフォーム形成大学等の7割以上の大学等が参画して実施した。  | 2点 |
| 2 上記には当てはまらないが実施した又は企画している。   | 1点 |
| 3 企画・実施いずれもしていない。   | 0点 |

要件等： 本設問における取組は、プラットフォーム内の複数の大学等、及び地方自治体又は産業界等と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等を指す。

取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点内に行っていること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの等

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ④ プラットフォーム形成大学等の中で、大学事務の共同実施をしていますか。 |    |
| 1 実施している。                            | 2点 |
| 2 実施していない。                           | 0点 |

要件等： 本設問における大学事務の共同実施とは、備品の共同購入（1件500万円以上）、業務システム共同開発、共同の事務センターの運営（諸手当認定事務、共済事務、各種計算業務など一部の事務の共同実施なども含む）等。

取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの、請求書等



(プラットフォーム個別設問) (50点満点)

1. プラットフォーム内の役割

- |   |    |
|---|----|
| ① プラットフォームにおいて、地方自治体が参画する委員会等に参画していますか。 |    |
| 1 自治体が参画する委員会等の長を担っている。                 | 2点 |
| 2 自治体が参画する委員会等に参画している。                  | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                        | 0点 |

要件等： 地方自治体とは、プラットフォームにおいて設定した「特定の地域」を指す。また、本タイプにおける他の各設問においても同様の定義とする。  
地方自治体の担当者が委員等として参画する委員会等の協議体制において、当該大学等が委員長もしくは委員等として参画している場合とする。  
対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等が分かるもの）等

- |  |    |
|--|----|
| ② プラットフォームにおいて、産業界等が参画する委員会等に参画していますか。 |    |
| 1 産業界等が参画する委員会等の長を担っている。               | 2点 |
| 2 産業界等が参画する委員会等に参画している。                | 1点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。                       | 0点 |

要件等： 産業界等とは、特定の地域に所在する商工会等の団体又は企業等とする。また、本タイプにおける他の各設問においても同様の定義とする。  
産業界等の担当者が委員等として参画する委員会等の協議体制において、当該大学等が委員長もしくは委員等として参画している場合とする。  
対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等が分かるもの）等

- |   |    |
|---|----|
| ③ プラットフォームにおいて、当該大学等が申請取りまとめ校の役割を担当しましたか。 |    |
| 1 申請取りまとめ校である。                            | 2点 |
| 2 申請取りまとめ校でない。                            | 0点 |

要件等： 「1」の場合は、各プラットフォーム内で1校のみが該当するものとする。  
申請取りまとめ校は、本事業の共通部分の申請にあたり、プラットフォームの内容を取りまとめ、実際に申請を行う大学等を指す。

基準時点： 申請時点

根拠資料： プラットフォームとしての決定が分かるもの等

- ④ プラットフォームにおいて、当該大学等が事務局としての役割を担っていますか。
- |  |    |
|--|----|
| 1 当該大学等の教職員が事務局等の長を担っている。  | 3点 |
| 2 事務局に当該大学等の教職員が構成員として含まれている<br>又は委員会形式の事務局組織に当該大学等の教職員が委員として参加し<br>ている。 | 2点 |
| 3 上記のいずれにも該当しない。   | 0点 |

要件等： 「1」又は「2」の場合は、共通設問⑥において選択肢「1」又は「2」に該当した場合のみとする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、事務局又は委員会の構成員（委員）が分かるもの等

- ⑤ プラットフォームの各種取組等に関する、検討部会、ワーキンググループ等の組織において、当該大学等の役員又は教職員が責任者となっているものはありますか。
- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1 責任者となっているものがある。 | 2点 |
| 2 責任者となっているものはない。 | 0点 |

要件等： 本設問については、プラットフォームとして決定、実施する取組に関する検討部会やワーキンググループ等（例：FD・SD検討部会、共同IR検討WGなど）の組織の長を当該大学等の役員又は教職員が務めるものが該当する。責任者（組織の長）としての立場であるということが文書等で確認できること。単に取組に参加しているのみでは該当しない。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組に対する検討組織の体制が分かるもの等

## 2. 学内体制の整備

- ⑥ プラットフォームの中長期計画の内容を当該大学等の計画等に連動させていますか。
- |             |    |
|-------------|----|
| 1 連動させている。  | 2点 |
| 2 連動させていない。 | 0点 |

要件等： 「1」は、プラットフォームの中長期計画の内容を、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかに、文章で取組内容等について反映させている場合（数値のみでは不可）とする。計画等については、大学等が組織として決定しているものとする。文書等でプラットフォームの計画内容と大学等の計画等との関連性が確認できること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 議事録、大学等の計画等、プラットフォームの中長期計画等との関連性が分かるもの等

⑦ 共通設問②①のプラットフォーム共通の活動指標等に対応する当該大学等の個別の活動指標等の割合はいずれに該当しますか。

1	75%以上	3点
2	50%以上75%未満	2点
3	30%以上50%未満	1点
4	30%未満	0点

要件等： 本設問においては、共通設問②①で「1」「2」又は「3」に該当していることを前提とする。

共通設問②①で具体的な数値で設定している活動指標及びアウトカム指標（プラットフォームの中長期計画の内容又はプラットフォームとして決定した各種の活動指標）を、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかの活動指標や数値目標等に反映させている場合について、設定しているとする。

プラットフォーム共通の活動指標の全体の数に対して、それぞれの内容に対応する大学等の活動指標や数値目標等がどの程度あるかの割合とする。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 大学等の数値目標、プラットフォームの数値目標・活動指標等

⑧ プラットフォームの取組に対応するための部署又は委員会等を当該大学等に設置していますか。

1	設置している。	1点
2	設置していない。	0点

要件等： プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っている部署を大学等に設置している、又は理事会・評議員会以外で同内容を行う委員会等を設置していること。

部署の場合は、組織規程等でその業務を実施していることが確認できること。他の業務も担当する部署も該当する。

委員会等とは、設置規程や理事会等における機関決定等に基づき設定された学内の会議体をいい、プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っていること。

基準時点： 令和2年10月31日現在

根拠資料： 組織規程、事務分掌規程、組織図、委員会等の設置要綱、議事録等

⑨ 学生の特定の地域に対する理解を深めるために、特定の地域名を冠した授業や学生が主体的に地域に関わる授業など、特定の地域に係る正課の科目を年間8単位以上実施しています

か。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1 必修科目として実施している。   | 2点 |
| 2 必修科目ではないが実施している。 | 1点 |
| 3 実施していない。         | 0点 |

要件等： 令和2年度に使用するシラバス等において、地域に深く関連する科目であることが確認できること。

一部の学部等・研究科で実施している場合も該当する。

資格取得のための実習（臨床・保育・教育・調理実習等）は該当しない。

プラットフォーム共通で決定しているものに限らず、大学等独自の取組として展開しているものを含む。

基準時点： 令和2年度実施（予定）科目

根拠資料： 履修要綱、シラバス等

### 3. 中長期計画の取組への参画

※共通設問の3の取組内容について

⑩ プラットフォーム形成大学等間の単位互換等に関する以下の取組に参画していますか。

- |   |    |
|---|----|
| ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供している。       |    |
| イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスを作成している。  |    |
| ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）を利用した授業を実施している。 |    |
| エ プラットフォーム形成大学等間で共有するeラーニングシステムを導入している。     |    |
| 1 4つ実施している。                                 | 4点 |
| 2 3つ実施している。                                 | 3点 |
| 3 2つ実施している。                                 | 2点 |
| 4 1つ実施している。                                 | 1点 |
| 5 実施していない。                                  | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑬で実施していることを前提とする。

アについては、当該大学等が授業科目の開発、提供双方に関わっていること。

イについては、共通のシラバスにおいて当該大学等が提供する授業の記載があれば「実施」とする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況が分かるもの、eラーニングシステムの概要が分かるもの等

⑪ プラットフォーム形成大学等の際の単位互換等に関して、当該大学等が提供している科目数はいずれに該当しますか。

- |   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 10科目以上      | 3点 |
| 2 | 5科目以上10科目未満 | 2点 |
| 3 | 1科目以上5科目未満  | 1点 |
| 4 | 提供している科目はない | 0点 |

要件等： 本設問においては、プラットフォームにおいて単位互換等について決定、実施していることを前提とする。

本設問における科目数は、単位互換科目として当該大学等が提供している科目の数及び当該大学等が他の大学等と共同で提供している科目の数とする。

令和2年10月31日までに、当該科目について履修登録等の案内まで行っていること。

基準時点： 令和2年度実施（予定）科目

根拠資料： プラットフォームとしての決定が分かるもの、シラバス、履修者名簿、募集案内等

⑫ プラットフォームとして主催し、他大学等にも広く展開するFD又はSDに参画しましたか。

- |   |                                      |    |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | プラットフォームとして主催したFD又はSDについて主担当として参画した。 | 2点 |
| 2 | プラットフォームとして主催したFD又はSDについて企画段階から参画した。 | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。                       | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑭で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

単にFD又はSDに参加したのみでは該当しない。

「FD」とは、大学等及び大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

「SD」とは、大学等の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、FDに該当する研修は除く。

本設問におけるFD又はSDは、プラットフォームとして企画し実施するものであって、かつ、プラットフォーム外その他大学等も含めて広く展開するFD又はSDであること。

「1」の場合、当該大学等が実施責任者として参画、又は当該大学等が会場を提供していること。

「2」の場合、プラットフォームが実施したFD又はSDについて企画段階から参画していること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑬ プラットフォーム内における教職員の人事交流に当該大学等が参加していますか。

- |   |    |
|---|----|
| 1 地方自治体又は産業界等と当該大学等の間及びプラットフォームを形成する大学等との人事交流に参加している。 | 3点 |
| 2 地方自治体又は産業界等と当該大学等との人事交流に参加している。                     | 2点 |
| 3 プラットフォームを形成する大学等間の人事交流に参加している。                      | 1点 |
| 4 上記のいずれにも該当しない。                                      | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑮で「1」「2」又は「3」に該当していることを前提とする。

「地方自治体又は産業界等と大学等との人事交流」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界等の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる、又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界等に職員、研究員等として送り出す仕組み。

「プラットフォームを形成する大学等間の人事交流」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

いずれの場合も、受入先において発令等を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

本設問の「参加」については、基準時点で実際に実施しているもののほか、実施を前提としたプラットフォームの具体的な取り決めの中で、当該大学等の教職員が人事交流の対象者として参加予定であるものや当該大学等が受け入れ予定であるものを含む。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、該当教職員の名簿、発令簿等

⑭ プラットフォーム内の共同研究に参加していますか。

- |                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 共同研究プロジェクトに参加し、リーダーを務めている。   | 2点 |
| 2 上記には該当しないが共同研究プロジェクトに参加している。 | 1点 |
| 3 参加していない。                     | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑯で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

当該大学等の教職員及びプラットフォームを形成する他の大学等の教職員、又はプラットフォームに参画する地方自治体あるいは産業界等の研究員等が共同で研究するものであること。

研究の実施（着手まででも可）が基準時点内に行われていること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、契約書、プラットフォームでの確認内容が分かるもの、紀要等

⑮ 当該大学等の施設・設備をプラットフォーム内での共同利用に供していますか。

- |                |    |
|----------------|----|
| 1 共同利用に供している。  | 2点 |
| 2 共同利用に供していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑰で「1」に該当していることを前提とする。

教育もしくは研究を目的としてプラットフォーム形成大学等の複数の大学等が共同で利用する、次のアからエの全てに該当する施設・設備であること。

ア. プラットフォームにおいて共同利用する施設・設備等の名称等（例：〇〇研究所、〇〇装置等）及び当該施設・設備の他大学等利用時の取り扱いについて取り決めがあること。

イ. 1棟、1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。

ウ. 次のaからdのいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

d. 当該施設の利用に際し、通常、何ら手続を経ることなく不特定多数が利用できるもの

エ. 施設・設備について、令和元年9月1日から令和2年10月31日までの間に共同利用の実績があること。

同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。

本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定が分かるもの、利用状況等が分かるもの等

⑯ プラットフォーム形成大学等において実施する共同のIRに参画していますか。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 1 共同IR活動に関する責任者を務めている。 | 2点 |
| 2 上記には該当しないが参画している。    | 1点 |
| 3 参画していない。             | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑱において「1」に該当していることを前提とする。  
当該大学等が共同IRにおいて収集・分析等に携わっている場合に該当するものとする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、議事録、IR報告書等

⑰ プラットフォーム形成大学等における以下の学生募集活動に係る取組を当該大学等で行っていますか。

ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。

イ 共同の高校訪問を実施している。

ウ 共同の説明会を実施している。

エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

- |   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 3つ以上実施している。        | 3点 |
| 2 | 2つ実施している。          | 2点 |
| 3 | 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑲の取組をプラットフォームにおいて実施していることを前提とする。

いずれの取組も学生募集に係る内容であることが確認でき、当該大学等が各取組の実施に携わったことが明確に分かること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑱ プラットフォーム形成大学等における特定の地域における共同の教育支援活動に参画しましたか。

- |   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 共同実施に参画した。     | 2点 |
| 2 | 企画のみに参画した。     | 1点 |
| 3 | 上記のいずれにも該当しない。 | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑳で「1」に該当していることを前提とする。

教育支援は主として児童・生徒（小学生～高校生）あるいはその保護者を対象とする活動を指す。具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教員や学生の派遣、プラットフォーム内の複数大学等及び地方自治体や産業界等と共同による教育事業展開等。

プラットフォーム形成大学等のうち3校以上及び地方自治体又は産業界等が参画する合同の取組に、当該大学等が実施段階で教職員や学生の派遣などで携わっている場合は「1」、実施した活動に企画段階のみで携わっている場合は「2」とする。ただし、国公立大学等を含むプラットフォーム形成大学等の総数が2校の場合に限り、2校でも可とする。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、開催案内、開催記録等



⑱ プラットフォーム形成大学等が共同で開催する公開講座の実施に参画していますか。

- |              |    |
|--------------|----|
| 1 共同実施に参画した。 | 2点 |
| 2 企画のみに参画した。 | 1点 |
| 3 参画していない。   | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問⑳で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

基準時点に実施した共同の公開講座について、講座の実施にあたって当該大学等の教職員が講師等として担当する場合（他の大学等と複数で担当する場合も含む）は「1」、企画段階で当該大学等が関わっていたのみの場合は「2」に該当する（本設問では企画のみで基準時点内に実施していない講座は含まない）。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

㉑ プラットフォーム形成大学等において、社会人を対象とするキャリア形成等を目的とした一連の共同プログラムについて、産業界等と共同の企画又は複数大学等での実施に参画していますか。

- |                |    |
|----------------|----|
| 1 共同実施に参画した。   | 2点 |
| 2 共同企画に参画している。 | 1点 |
| 3 参画していない。     | 0点 |

要件等： 本設問においては共通設問㉒で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

「共同実施に参画」は、産業界等と共に企画したプログラムを複数の大学等と共同で実施するにあたって、当該大学等の教職員が講師等として担当する場合（他の大学等と複数で担当する場合も含む）とし、「共同企画に参画」は、プラットフォームに参画する産業界等とともにプログラムを企画する段階で当該大学等が関わっている場合とする。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、募集要項、パンフレット等

㉒ プラットフォームで実施する、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界等との共同の取組の企画又は実施に参画していますか。

- |                |    |
|----------------|----|
| 1 共同実施に参画した。   | 2点 |
| 2 共同企画に参画している。 | 1点 |
| 3 参画していない。     | 0点 |

要件等： 本設問においては、共通設問㉓で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。

プラットフォーム内の複数の大学等及び特定の地域の地方自治体又は産業界等と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等の事業。

単に、当該大学等の学生等が当該セミナー等に参加したのみでは該当しない。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの等

⑳ プラットフォーム形成大学等間の、大学事務の共同実施に当該大学等が参画していますか。

1 参画している。 2点

2 参画していない。 0点

要件等： 本設問においては、共通設問㉔で「1」に該当していることを前提とする。  
実際に当該大学等が大学事務の共同実施を行っていることが確認できること。

基準時点： 令和元年9月1日～令和2年10月31日

根拠資料： 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定が分かるもの、取組実施内容が分かるもの、請求書等